

藤沢市教育委員会 2月定例会 会議録

日 時 2024年(令和6年)2月15日(木)
午後3時00分～午後3時52分
場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請願
 - (1) 中学校給食についての請願
- 5 議事
 - (1) 議案第34号 市議会定例会提出議案(令和5年度藤沢市一般会計補正予算)に同意することについて
 - (2) 議案第35号 市議会定例会提出議案(令和6年度藤沢市一般会計教育費予算)に同意することについて
 - (3) 議案第36号 市議会定例会提出議案(工事請負契約の変更契約の締結について)に同意することについて
 - (4) 議案第37号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
 - (5) 議案第38号 藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部改正について
 - 議案第39号 藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
 - (6) 議案第40号 藤沢市学校運営協議会規則の一部改正について
 - (7) 議案第41号 教育財産の取得の申出について
- 6 その他
 - (1) 学校プール集約化の実施状況等について
- 6 閉会

出席委員

- 1 番 岩 本 將 宏
- 2 番 飯 盛 義 徳
- 3 番 種 田 多 化 子
- 4 番 石 井 由 佳
- 5 番 井 沼 隆 史

出席事務局職員

教育部長	峯 浩 太 郎	教育部参事	近 尚 昭
教育部参事	加 藤 財 英	学校施設課長	高 橋 次 郎
教育指導課長	丸 谷 英 之	学校給食課長	濱 野 光 平
教育総務課主幹	藤 田 健 司	教育指導課主幹	植 松 梢
教育総務課主幹	小 門 前 清 彦	学校施設課課長補佐	木 下 尊 人
学校給食課課長補佐	田 中 弘 光	教育指導課課長補佐	岡 本 真 人
教育総務課指導主事	近 藤 雅 美	教育指導課指導主事	林 理 絵
書 記	田 中 富 子		

午後 3 時00分 開会

岩本教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 2月定例会」を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、2番の飯盛委員、3番の種田委員に
お願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、2番の飯盛委員、3番の
種田委員をお願いをいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回の会議録の確認をいたします。
何かございますでしょうか。

(訂正等発言：なし)

特にないようですので、了承するというごことでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 議事に入ります前に、議案第34号「市議会定例会提出議案（令和5年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて」、議案第35号「市議会定例会提出議案（令和6年度藤沢市一般会計教育費予算）に同意することについて」、議案第36号「市議会定例会提出議案（工事請負契約の変更契約の締結について）に同意することについて」は、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、非公開での取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 ご異議がないようですので、議案第34号から議案第36号までは、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 次に、教育委員会に対し、請願が提出されましたので、請願（1）「中学校給食についての請願」を議題といたします。
書記の説明を求めます。

田中教育総務課課長補佐（書記） 「中学校給食についての請願」について、ご説明いた

します。

議案書1ページをごらんください。

請願者は、小学校のような全員制の中学校給食をめざす藤沢の会代表山口哉子氏ほか2,901人。

住所及び請願内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、請願者から藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項に基づく意見陳述の申出がありましたので、ご報告を申し上げます。

岩本教育長

書記の説明が終わりました。

藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項において、「会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。」と規定されております。

請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、ご意見をお願いいたします。

飯盛委員

規定もございますので、私は、陳述を受けてもよろしいかと思っております。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

井沼委員

私も、飯盛委員に同意見です。

岩本教育長

ほかの方は、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

岩本教育長

それでは、請願者からの意見陳述については、許可するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、請願者からの意見陳述については、許可することといたします。

=====

岩本教育長

請願者の方は、意見陳述席まで、お願いをいたします。

(職員誘導：請願者、陳述席に着席)

岩本教育長

それでは、意見陳述について、説明をいたします。

請願者の方は、冒頭、自己紹介をしていただきまして、本請願における意見陳述を、5分以内でお願いをいたします。陳述は、着座のままお願いをいたします。

5分になりましたらベルが鳴りますので、速やかに終了をお願いいたします。

意見陳述が終了いたしましたら、請願者席にお戻りいただきまして、委員による請願の審議を行います。

それでは、意見陳述をお願いいたします。

山口哉子（小学校のような全員制の中学校給食をめざす藤沢の会代表）

小学校のような全員制の中学校給食をめざす藤沢の会代表の山口です。

私たちは、2019年から「小学校のような全員制の給食を、中学生にも食べさせたい」と、活動しています。

2021年、市議会に請願を提出した際、昼食時間については、教育委員会に要望するよう言われ、改めて今回、署名と一緒に、全員制給食の実施と、昼食時間の延長を求めるものです。

コロナ禍以降も、喫食率が25%前後にとどまっており、この状態で学校給食と言えるのか、ますます疑問と焦りを感じているところです。

昨年10月22日、選択制デリバリー方式などが行われている全国の団体の皆さんと、全員制給食を求めて、内閣府特命担当大臣宛てに要望書を提出しました。

藤沢市でも、国の動向を待ってから、市のデリバリー方式の利用状況を見てから、などと言わず、早急に全員制給食を実施すべきです。

令和4年度の、給食アンケート結果を踏まえてお話しします。

まず、生徒の回答から、「学校給食を利用しない理由は」の問いに、57.7%が「家から持参の弁当を食べたいから」と答え、また、その理由は、「家で弁当を用意してくれるから」、「量を調整できるから」とあります。

自由記述には、1,137件中290件「おかずが冷たい」、120件「全体的に多い、少なくしてほしい」、32件「食事の時間が短い」とあります。

保護者の回答でも、「学校給食を利用しない理由は」の問いに、79.1%が「子どもが家から持参の弁当を希望しているから」と答えています。

自由記述には、1,457件中340件「自校方式、全員給食がよい」と、率直な意見が挙げられています。

189件「まずいと子どもが言う」、112件「おかずも温めてほしい」、101件「多い。少なめがほしい」、100件「昼食時間が短い」とあります。

総合的に捉えて、小学校のような給食にすれば、全てが解決できます。皆さん、小学校のような給食がいいけれども、ないので仕方なくお弁当にしているのです。その声を、私たちはたくさん聞いてきました。

また、年頃の子どもたちは、周りの目や意見を気にします。給食を頼んでいる人が少なければ、恥ずかしくなり、注文をやめる。「おいしくない」と聞いたから利用しない」なども、よく耳にします。

また、「量が多い、調整したい」という意見がありましたが、これも、量が問題ではなく、食べる必要のある栄養量に対して、明らかに食べる時間が見合っていないからだと考えます。

学校訪問などで先生たちに話を聞くと、早く食べ終わる子どもは退屈する。食べている子どもには、昼休みも食べていいよ、と言っていると言います。

しかし、周りの目を気にする子どもたちは、家に帰ってから、時間がないから、量を減らしてと言っていて、本来なら食べ盛りの時期に、必要な栄養量が足りていない場合があります。食べる時間が伸びれば、早く食べていた子どもたちもゆっくりかんで食べるようになるでしょう。

小学校のような全員制の給食になれば、みんなが同じものを食べるので、周りの目を気にせず、自分の食べられる量を調整し、安心してゆっくり食べられます。

給食の献立について話をしたり、地産地消や食育もできる環境になります。温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、出来たてのおいしい給食が食べられます。アンケート結果でいろいろと出ていた意見、要望が、全て改善されます。

給食は、食べるだけのものではありません。藤沢市も、給食を「教育」ときちんと位置づけ、全ての子どもたちの学びが保障されるようにしてください。子どもたちや保護者、市民の声である「中学校給食の実施」と、「昼食時間の延長」を、私たちは強く求めます。

ありがとうございました。

岩本教育長

それでは、請願者の方は、請願者席までお戻りください。

(職員誘導：請願者、もとの席に戻り着席)

=====

岩本教育長

次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

濱野学校給食課長

請願(1)「中学校給食についての請願」につきまして、ご説明をいたします。

請願内容は、現在、選択制デリバリー方式で実施している本市の中学校給食について、「小学校のような全員制の給食に変更すること」及び「中学校における昼食時間を20分以上確保すること」を求めるものでございます。

本市の中学校給食につきましては、平成23年に設置した保護者代表や学識経験者、教職員などによる藤沢市中学校給食検討委員会において検討されました。その際、調理場の建設費用と運営費等のコストがかかること、中学校の日課を見直す必要性があることなどの課題が出されたほか、アンケートにおいて、持参弁当に多くのニーズがあったことを踏まえ、現在の選択制デリバリー方式に決定した経過がございます。

また、中学校における昼食時間につきましては、学習指導要領で、給

食、休憩などの時間について、「学校において工夫を加え、適切に定めるもの」と規定されており、各学校が、生徒の発達段階や教育課程を踏まえ、1日の日課を定めております。

各学校では、15分から20分の昼食時間に加え、その後の休み時間を利用して食べられるよう、柔軟な対応をしております。

以上で、請願（1）「中学校給食についての請願」につきまして、説明を終わります。

岩本教育長

請願に対する事務局の説明が終わりました。

まず、事務局に対する質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員

中学校給食ですが、今、陳述された中で「おいしくない」という意見があったように思いますが、これは、栄養的に中学生に適したものがデリバリー給食で提供されているのかどうか、そこを確認したいと思いません。

濱野学校給食課長

まず、中学校給食、デリバリー給食につきましては、市の小学校給食をやっていた栄養士が、そのまま中学校の給食の献立をつくりまして、エネルギーですとか栄養価等をしっかり計算させていただいて、費用に見合った範囲の中で、毎回いろいろなバリエーションをつくって献立を立てているという状況でございますので、栄養価、エネルギー等は十分だと考えております。

種田委員

そこに関連してですが、おいしくないというのは、やはり塩分を考えて、デリバリー給食を用意していただいているということでしょうか。

濱野学校給食課長

塩分につきましては、基本的には、給食自体が、目標として2.5g以下の食塩を使うことになっていまして、普通の、例えばレストランですとかお弁当ですと、やはり塩味が強いんですね。そこら辺で、もしかすると塩分が足りないなと感じる方がいらっしゃるかもしれませんが、口に合わないのかなというのはありますけれども、それは、やはり全体的な健康を考える中で献立を立てたものでございますので、ご理解いただきたいと考えております。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

井沼委員

請願内容のところに、昼食時間が、準備も含めて15分前後と書いてありますが、これは、準備を含めて15分ですか。それとも昼食時間だけが15分ですか。

田中学校給食課課長補佐

本市の中学校の給食時間の前に、4時間目と昼食時間の間で、全ての学校で、5分から10分の時間がありますので、その間でデリバリー給食を取りに行く時間として準備をしていただいたあと、昼食時間として「いただきます」をしてから、15分から20分確保しているという状

況でございます。

石井委員 実際には、お子様たちの食べ残しというか、そういったものは結構散見されるものでしょうか。

田中学校給食課課長補佐 デリバリー給食の残食率という、令和4年度は10.2%です。デリバリーは、どうしても一人一人割り当てられたものなので、小学校のように分配というのができない形ですが、県内でも、例えば横須賀市さんとかだと、やはり同じような残食率なので、特別に藤沢市だけが悪いというふうには、捉えてはおりません。

岩本教育長 ほかはいかがでしょうか。

飯盛委員 デリバリー給食は、温かいものがデリバリーされているのでしょうか。

濱野学校給食課長 デリバリー給食につきましては、ご飯と汁物は、保温できるケースに入れて持ってきますので温かいです。ただ、おかずについては、食中毒の観点から、どうしても冷やさないといけないということで、冷やして持ってくるのですが、そこまで冷たいというふうな感想は少ないかなと考えております。

岩本教育長 事務局への質問は以上でよろしいでしょうか。

(意見、質問等：発言なし)

岩本教育長 次に、請願に対する各委員からのご意見をお願いいたします。

石井委員 請願の方のご意見は、お子様のことを思った親御さんとしての温かいお気持ちで請願されたものかどうかがありました。

ただ、私は、今の事務局の方々からのご説明なども伺っておりますと、お子様の気持ちとしても、お弁当を希望するというお子様が5割以上いらっしゃるということもありますし、決して冷たいもののみが支給されているわけではないという状況も含めまして、現状でよろしいのではないかなと思いました。

種田委員 やはり発達段階にある中学生にとって、栄養は欠かせないものだと思いますので、今お聞きした栄養バランス、あるいは塩分とかも考慮されて提供されている。それで、家庭の事情によってデリバリー給食を頼まれる方もいらっしゃるということは、どちらかを選択できるというのは、とてもいい制度ではないかなと考えます。

ですので、このような請願をいただきましたが、今回は、不採択とさせていただきますと思います。

飯盛委員 私も、請願をされた方のお気持ちは、大変よく分かります。ただ、今回の請願、全員制給食に関しては、以前、検討委員会で決定された内容でもある選択制でありますし、今いろいろなことを踏まえた上で、栄養も踏まえた上で考えていらっしゃるということ。あと、昼食時間につき

ましては、これは、基本は学校現場の創意工夫によって考えていくべき
ものでありますし、休み時間を使ってでもよいという運用になっている
ということでございますので、私も、委員の皆様と同じに、現状でよい
のではないかと感じております。

井沼委員

私も一保護者ですので、請願者の方の気持ちは、非常によく分かりま
す。小学校の給食は、非常においしいものなので、それを中学校でも、
というお気持ちもわかりますが、やはり中学校になると、発育段階がだ
んだん上がってきまして、それぞれ食べたい量、また好きなものという
ところを考えて、お弁当を選択する、また、デリバリーを選択するなど、
両方を選択できるということは、今の、この制度は非常に素晴らしい
ものではないかなと思っております。

また、時間についても、皆さんおっしゃったように、準備をして、そ
して、食べる時間が15分ある。また、その後も食べる時間がまだあると
いうところで、その辺も学校が配慮をしてくれているということなので、
今のままでいいのではないかと思います。

岩本教育長

ありがとうございました。

皆さんからご意見をいただきましたので、これから採決に移りたいと
思います。

皆さんのご意見をまとめますと、弁当の希望もある中で、選択できる
ということで、現段階では、今の形がよいのではないかと、栄養バランス
も考えられているということ。

また時間に関しては、昼食を準備する時間もとられている、また、休
み時間も昼食時間を延長して食べることができるということから、加え
て、時間に関しては、学校が決定をすることになっていることから、総
合して考えますと、今回、請願につきましては、不採択というご意見で
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、採決いたします。

請願(1)「中学校給食についての請願」は、「不採択」ということで
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、請願(1)「中学校給食についての請願」は、「不採択」
といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、議事に入ります。

議案第37号「藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について」

を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

丸谷教育指導課長 議案第37号「藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について」、説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の7ページをごらんください。

この議案を提出したのは、本規則に定められた教育指導課の分掌事務の内容と、実際に実施する事業の整合を図るため、所要の改正をする必要によるものでございます。

「1 改正する規則」につきましては、議案書の8ページに記載のとおりでございます。

改正する内容につきましてご説明いたしますので、議案書の9ページ、「新旧対照表」をごらんください。

現在、第4条第1項の教育指導課の「(13) 中学校学習支援事業に関すること。」と規定されておりますが、小学校においても、試行実施を経て、来年度から学習支援事業を本格的に展開してまいりますので、「中学校」を削除して、「学習支援事業に関すること。」と改正するものでございます。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第37号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第37号「藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第38号「藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部改正について」及び議案第39号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」を、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

丸谷教育指導課長 それでは、議案第38号及び第39号を一括して、ご説明申し上げます。

まず、議案第38号「藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部改正について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の11ページをごらんください。

この議案を提出したのは、教育委員会に配置する会計年度任用職員の職の名称変更を行うため、所要の改正をする必要によるものでございます。

改正する内容につきましてご説明いたしますので、議案書の13ページ、「新旧対照表」をごらんください。

第3条の表に定められている「支援教員」を「教育指導員」に、「一般教員」を「教育支援員」に名称変更するものです。

名称変更をする理由でございますが、現在、教育委員会に配置された支援教員と一般教員は、その配属先や担当業務において、一部異なる職務に従事しており、対外的にも、この名称の職員が何を担っているのか、不明確でありました。

そのため、職務内容の整理を行うとともに、他自治体の例も参考に、よりその職務内容に合致するよう「支援教員」を「教育指導員」に、「一般教員」を「教育支援員」に、職の名称変更を行うものでございます。

続きまして、議案第39号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の15ページをごらんください。

この議案を提出したのは、第38号でご説明したとおり、教育委員会に配置する会計年度任用職員の職の名称変更、及び新たに月額報酬の看護師を配置するなど、所要の改正をする必要によるものでございます。

改正する内容につきましてご説明いたしますので、議案書の17ページ、「新旧対照表」をごらんください。

第2条で定められている(対象職員の範囲及び勤務時間等)の表でございますが、まず「支援教員」を「教育指導員」に職の名称変更を行うものです。

続きまして、21ページをごらんください。

こちらも、同様に、「一般教員」を「教育支援員」に職の名称変更を行うものです。

続きまして、ページは戻り恐縮でございますが、18ページ及び19ページをごらんください。

現在、医療的ケアが必要な児童生徒のため、時給計算で報酬を支払う会計年度任用職員の看護師を学校に派遣しておりますが、新たに週4日勤務で月額報酬となる看護師を配置することとなり、その職の勤務時間等について、記載のとおり追記を行うものでございます。

新たに週4日勤務で月額報酬となる看護師を配置することとなった理

由でございますが、今後、様々な医療的ケアを必要とする児童生徒が増えることが想定されるため、医療的ケアガイドラインを作成するなど、新たな業務が広がる傾向にあります。

したがって勤務時間を延長し、柔軟に対応することが可能な看護師を配置することによって、医療的ケア業務の充実を図るものです。

以上で、議案第38号及び第39号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第38号及び第39号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員

この職種が、看護師の方を配置するという、今までには学校にとってなかったことなのでしょうか。

医療ケアが必要なお子さんが来られたときに対応できるようにというお話ですが、とてもいい傾向だと思いますので、学校で、普通の公立学校で、医療的ケアが受けられて勉強できるということは、とても素晴らしいことだと思いますが、来年度から、初めてそれが開始されるということなのか、その辺の状況をお尋ねしたいと思います。

丸谷教育指導課長

現在は、会計年度任用職員、非常勤として16名の看護師の配置がございます。必要な児童に対してのケアを行っております。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないようですので、原案どおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、議案第38号及び第39号については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第40号「藤沢市学校運営協議会規則の一部改正について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

加藤教育部参事

議案第40号「藤沢市学校運営協議会規則の一部改正について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の23ページをごらんください。

この議案を提出したのは、2つ以上の学校について、1つの学校運営協議会を設置する場合に係る諸々の規定変更を行うため、所要の改正をする必要によるものでございます。

「1 一部改正する規則」につきましては、議案書の24ページに記載

のとおりでございます。

次に、議案書の25ページの「新旧対照表」をごらんください。

改正する内容につきまして、ご説明いたします。

現在、学校運営協議会の委員につきましては、単独校での設置を想定し、第5条の規定により、その数を15人以内としておりました。このたび、令和6年度の新規設置校の選定に当たり、幾つかの地域において、複数校による協議会を設置することが予定されています。

このため、第5条中に下線部の内容を新たに規定することで、人数制限を緩和し、複数校による協議会におきましても、より幅広い人材を任命または委嘱できるよう、見直しを行うものでございます。

次に、第9条をごらんください。

こちらは、複数校による協議会を設置した際などに、学校ごとの課題や事業ごとの話し合いを深めることを目的とした部会を置くことができるよう規定したものでございます。

そのほか、第9条を追加したことに伴う条ずれなど、規定の整理を行うものでございます。

議案書の23ページにお戻りください。

「2 施行期日」につきましては、「公布の日」とするものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第40号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

井沼委員

協議会を複数校にわたって設置するということですが、今、藤沢市は、地域に「三者連携ふじさわ」と言いまして、学校、地域、家庭というところで、それと同じような役割を持っている団体があります。

これを「複数校」という形にしてしまうと、また、その三者連携と同じような役割を担うことになってしまうのではないかと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

小門前教育総務課主幹

学校運営協議会は、学校が主体となって、学校が抱える課題等を協議する場であって、一方、三者連携につきましては、その学校から出された課題を支援していく地域側の受け皿の一つと考えます。

ただし、両団体の構成メンバーが重複する地域もあるのが現状ですので、今後、その地域の特性に合わせて、そのあり方について検討していく必要があると捉えております。

種田委員

複数校で学校運営協議会を設置していくということですが、これは、

どのような状況があつて、そのような方向になったのでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

近藤教育総務課指導主事 学校自体は、隣接していることが大きなところでありますけれども、9年間を見通して、その地域で子どもたちを育てていきたいと、学校からの声として、今後、統合化策を進めてまいりたいと思っております。

井沼委員 これは、質問ではなくて意見ですけれども、やはり中学校と小学校では、教育課程、様々その抱えている問題等々違うと思いますので、運営協議会を一つにしたとしても、やはりそのところはしっかりと区別をし、それぞれの学校の特色に合うような形にしていってほしいなと思っております。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第40号「藤沢市学校運営協議会規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第41号「教育財産の取得の申出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

高橋学校施設課長 それでは、議案第41号「教育財産の取得の申出について」、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書の27ページをごらんください。

この議案を提出いたしましたのは、羽鳥小学校におきまして、賃貸借契約の満了に伴う無償譲渡により、仮設校舎を取得する見込みとなったことから、市長に、教育財産取得の申出をする必要によるものでございます。

取得の申出をする財産につきましては、1に記載のとおりで、建物の図面につきましては、別紙29ページから30ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第41号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第41号「教育財産の取得の申出について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、「その他」に移ります。

(1)「学校プール集約化の実施状況等について」、事務局の報告を求めます。

高橋学校施設課長 それでは、「学校プール集約化の実施状況等について」、ご報告いたします。(議案書参照)

その他(1)、31ページをごらんください。

まず、「1 経緯」でございますが、学校プールは、維持管理にかかる財政上の負担が大きく、また、日常的に水質管理を行う教職員の負担も大きいことから課題となっており、これらの課題に取り組むために、令和5年3月に、「学校プール集約化に関する方針」を策定し、自校プールでの実施のほか、「民間プールの活用」、「市営プールの活用」、「学校間の共同利用」の3つの手法により学校プールの集約化を進め、維持費や管理の負担軽減を図ることで、水泳授業を継続的に取り組む方針を決定いたしました。

今後、順次、各手法を活用した水泳授業の実施に向けて、今年度を実施いたしました試行事業を検証するとともに、今後の方向性について検討を進めております。

次に「2 試行事業実施状況」について、でございますが、(1)「民間プールの活用」につきましては、小糸小学校で実施し、32ページに移りまして、(2)「市営プールの活用」では、秋葉台小学校、33ページに移りまして、(3)「学校間の共同利用」は、長後中学校の屋上プールを利用し、富士見台小学校で実施をいたしました。

それぞれ実施校、契約先及び利用施設、契約額、実施期間及び実施回数、実施状況並びに実施時の状況につきまして記載をしております。

34ページに移りまして、「3 関係者の主な意見」について、でございますが、(1)「学校教職員の意見」といたしましては、民間プールの活用では、天候、気候に左右されず、必ず実施できたのはとてもよかった。教職員によるプール清掃や管理がなくなり、働き方改革につながった。などの意見があります。

市営プールの活用では、職員が監視等をする必要がなく、授業準備の

時間を確保できてよかった。月曜日に限られた日程の調整が難しいなどの意見。

35ページに移りまして、学校間の共同利用では、実施時期が限られ、中学校との日程の調整に課題があり、夏休み中の水質の維持に課題があった。などの意見がありました。

(2)「プール施設の意見」といたしましては、教職員や児童がスムーズに実施できるようサポートのやり方を、都度相談しながら柔軟に応じたい。直前のキャンセルがあり、実施回数に応じた契約方法が望ましい。などの意見をいただいております。

次に「4 児童及び保護者アンケートの結果」について、でございますが、それぞれ試行事業実施校ごとに児童及び保護者を対象にアンケート調査を行い集計いたしました。

結果につきましては、別紙資料にまとめたとおりでございますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に「5 考察」について、でございますが、試行事業実施校3校の児童へのアンケートにおいて、「来年も学校外のプールで授業を受けたいですか」、の質問に対し、「受けたい」との回答が過半数ありました。また、保護者へのアンケートにおいて、「学校外のプールを使用してよかったと思いますか」、「今後も学校外のプール施設で授業を実施することについてどう思いますか」との質問に対し、いずれも「よかった」、「よいと思う」という回答が過半数の結果となったことから、児童及び保護者ともに、おおむねのご理解をいただけたものと判断しております。

36ページをごらんください。

しかしながら、理由や意見として、「水泳授業の実施回数が少ない」や、「寒い時期はやらないほうがいいのではないか」など、実施回数や時期についての意見や、「移動や水深など、安全面の配慮が必要」など、児童の安全確保を求める意見等が寄せられました。

次年度以降の実施に当たりましては、これらの意見を踏まえ、学校と関係者間の緻密な連携、学校関係者との協力体制の構築など、改善に向けた取り組みが必要と考えております。

次に「6 来年度以降のプール集約化の実施について」でございますが、(1)「令和6年度実施予定」といたしまして、プール集約化方針における移動時間及び距離の目安に該当し、徒歩で移動可能な学校を優先的に検討した中で、学校及びプール関係者の意向確認を行いました。

その結果、試行事業を実施した3校のほか、現時点で新規9校、計12校での実施を予定しています。

今後も、集約化の手法を活用しながら、水泳授業の継続的な実施に向けた検討を推進してまいりたいと考えております。

(2)「今後の課題」といたしましては、さらなるプール集約化の拡大実施に当たり、学校間の共同利用による隣接学校間での実施を想定しておりますが、実施日程の確保、水位調整等が実施条件になってまいります。

また、借り上げバスを活用した手法につきましても検討しておりますが、バス事業者との調整や、乗りつけ場所が確保できることなどが実施条件になってくると考えております。

以上で、「学校プール集約化の実施状況等について」の報告を終わります。

よろしく願いいたします。

岩本教育長

事務局の報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員

プール集約化の実施については、令和5年度に3校で試行されまして、保護者やお子様あるいは教師の方から、おおむねよかったというふうな意見をいただき、とてもいい方向で令和5年度は進んだのかなと思います。

私も、今はコロナで泳いでいませんけれども、以前は市営プールで泳いでおりましたが、寒い時期でも雨の日でも温水プールだと利用できるという利点もありますし、今後も、皆様のお声を聞きながら、令和6年度も進めていただけたらと感じました。

意見です。ありがとうございます。

飯盛委員

考察のところ、「学校外プールで授業を受けたいですか」という質問に対して、「受けたい」というのが過半数と、あと、親御さんも、「よかった」と思う人たちが過半数ということでしたが、これは、反対であった人たちというのは、大体どれぐらいいらっしゃるって、どういった意見があるかということ、大まかにでも聞かせていただけますか。そちらのほうが、何か大事なような気がしますので、教えていただければと思います。

木下学校施設課課長補佐

反対の方の意見、後ろのほうの別紙のアンケート結果にまとめているところですが、子どもたちと保護者と、それぞれお聞きした中で、特に民間プールの実施に当たりましては、ほとんどが「よかった」というようなご意見をいただきました。

また、市営プールにつきましても、「よかった」という意見が多かったわけですが、それでも、「よくなかった」という意見については、時期が、ち

よっとあいたということころで、延期の部分が11月の実施になったことで、かなり寒かったのではないかとというようなところの「よくなかった」という意見が一部寄せられたところでは。

また、「回数が少ない」というようなところも、ご意見としてはございました。

また、学校間の共同利用につきましては、引き続き屋外プールでの実施ということもございまして、こちらにつきましては、「よくなかった」という意見も多数あったわけですが、水質の問題ですとか、また、水位を調整して実施をしておりましたけれども、「水位が大丈夫なのか」ですとか、そういった外プールでしたり、引き続き、学校のプールを使うというところでのご意見をいただいたような状況でございます。

石井委員

意見ですが、屋上を利用した」と書いてあったので、夏はかなり暑くて、屋上もかなり暑いのかなと思ったりもしますので、もし、できたら、そういったところにも日陰をつくるか、そういうご配慮なども可能であったら、やっていただけるといいのかなと思って伺ってました。

ぜひ、継続していただきたいと思えます。

岩本教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないので、この報告を終わりにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件は全て終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(報告：なし)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思いますが、3月22日、金曜日、午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、繰り返しますと、次回の定例会は、3月22日、金曜日、午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定といたします。

なお、3月22日は、2月市議会定例会の会期中のため、市議会の当日

の進行状況によりましては、教育委員会定例会の開催時刻が、午後5時より遅れる可能性がありますことを、ご承知おきください。

以上で、本日の公開での審議の日程は、全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。

傍聴者の皆様におかれましては、ご退席いただきますよう、お願いをいたします。

午後3時52分 閉会